



兵庫労働局発表
平成30年7月13日(金)

報道関係者 各位

| | |
|--------|-----------------|
| 担 当 | 雇用環境・均等部指導課 |
| | 課長 國廣 浩三 |
| | 電話 078-367-0820 |
| | 職業安定部職業安定課 |
| | 課長 竹内 重雄 |
| | 電話 078-367-0800 |
| | 職業安定部職業対策課 |
| | 課長 山上 豊 |
| | 電話 078-367-0810 |

平成30年7月豪雨に伴う「豪雨被害特別相談窓口」を開設しました

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）は、平成30年7月豪雨に伴い、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償、求職者給付、各種助成金等幅広い相談に関する豪雨被害特別相談窓口を開設しました。

また、総合労働相談コーナーは、土日祝日も電話相談を受け付けています。

○被災

被災者に対する労働相談

- ・豪雨に伴う休業に関する取扱いについて
- ・派遣労働者の雇用管理について
- ・豪雨に伴う解雇について
- ・その他、賃金の支払い、年次有給休暇について等

<特別相談窓口>

兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話078-367-0850

（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課内）

<受付時間>

（平日）9時00分～17時00分

（土日祝）8時30分～17時15分（電話相談のみとなります。）

※一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。詳しくは最寄りのハローワークまでご相談願います。

○被災地における企業の雇用維持・確保に関する相談

- ・豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合
豪雨による災害に伴う経済上の理由により「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当てを支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

<特別相談窓口>

ハローワーク助成金デスク 電話078-221-5440

（神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階）

<受付時間>

9時00分～17時00分 ※土日祝除く

○7月14日（土）、15日（日）、16日（月・祝）については、職業相談、雇用保険、雇用維持に関する支援策等についての災害に伴う緊急のご相談がございましたら、兵庫労働局職業安定部で相談を行います。 電話078-367-0800 <受付時間>8時30分～17時15分

平成 30 年 7 月豪雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の 2 / 3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均が、前年同期に比べ 10%以上減少していること
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近 3 か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は 5%を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上増加していないこと

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

兵庫労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

| 労働局・ハローワーク | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|---|--------------|
| 兵庫労働局職業安定課 | 650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F | 078-367-0800 |
| ハローワーク神戸 | 650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1 | 078-362-8609 |
| ハローワーク神戸 三田出張所 | 669-1531 三田市天神1-5-25 | 079-563-8609 |
| ハローワーク灘 | 657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2 | 078-861-8609 |
| ハローワーク尼崎 | 660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F | 06-7664-8609 |
| ハローワーク西宮 | 662-0862 西宮市青木町2-11 | 0798-75-6711 |
| ハローワーク姫路 | 670-0947 姫路市北条字中道250 | 079-222-8609 |
| ハローワーク加古川 | 675-0017 加古川市野口町良野1742 | 079-421-8609 |
| ハローワーク伊丹 | 664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎 | 072-772-8609 |
| ハローワーク明石 | 673-0891 明石市大明石町2-3-37 | 078-912-2277 |
| ハローワーク豊岡 | 668-0024 豊岡市寿町8-4 | 0796-23-3101 |
| ハローワーク豊岡 香住出張所 | 669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1 | 0796-36-0136 |
| ハローワーク豊岡 八鹿出張所 | 667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1 | 079-662-2217 |
| ハローワーク豊岡 和田山分室 | 669-5202 朝来市和田山町東谷105-2 | 079-672-2116 |
| ハローワーク西脇 | 677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎 | 0795-22-3181 |
| ハローワーク洲本 | 656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 兵庫県洲本総合庁舎1F | 0799-22-0620 |
| ハローワーク柏原 | 669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569 | 0795-72-1070 |
| ハローワーク柏原 篠山出張所 | 669-2341 篠山市郡家403-11 | 079-552-0092 |
| ハローワーク西神 | 651-2273 神戸市西区糞台5-3-8 | 078-991-1100 |
| ハローワーク龍野 | 679-4167 たつの市龍野町富永1005-48 | 0791-62-0981 |
| ハローワーク龍野 相生出張所 | 678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎 | 0791-22-0920 |
| ハローワーク龍野 赤穂出張所 | 678-0232 赤穂市中広字北907-8 | 0791-42-2376 |

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

| 労働局・ハローワーク | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|---|--------------|
| 兵庫労働局職業安定部 助成金デスク | 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階 | 078-221-5440 |